

第 2 次豊橋市廃棄物総合計画

進捗状況

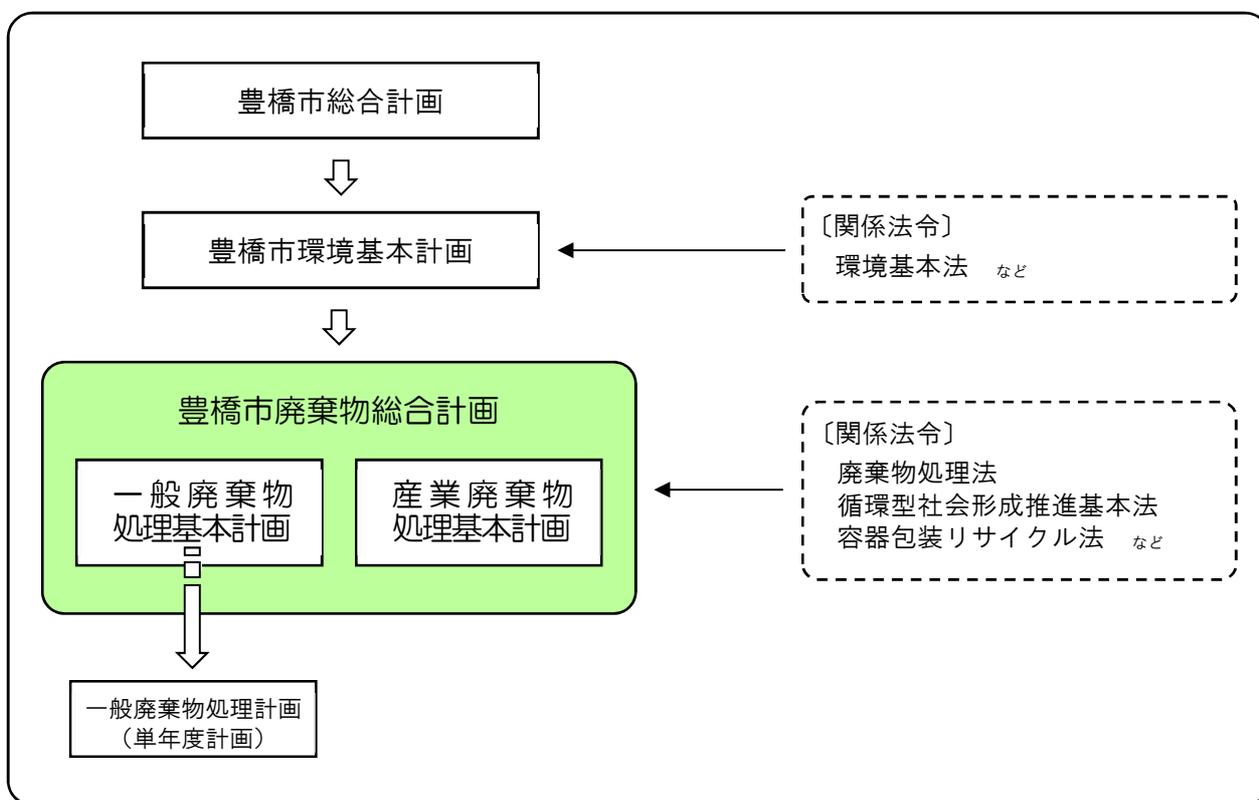
第2次豊橋市廃棄物総合計画策定の趣旨

第2次豊橋市廃棄物総合計画は、本市における廃棄物の課題について総合的かつ効果的に取り組むために、本市の廃棄物行政の方向性を示すものです。

第2次豊橋市廃棄物総合計画の位置づけ

第2次豊橋市廃棄物総合計画の上位計画である「第3次豊橋市環境基本計画」では、「効果的・効率的に資源を循環する」を環境目標の一つに掲げ、環境施策を推進していくこととしています。

第2次豊橋市廃棄物総合計画は「第3次豊橋市環境基本計画」の趣旨に沿うとともに、循環型社会の形成に関する施策を推進することを目的とした「循環型社会形成推進基本法」などの関係法令を踏まえた理念等、廃棄物行政に関する総合的な方向性を示す計画として位置付けられるものです。



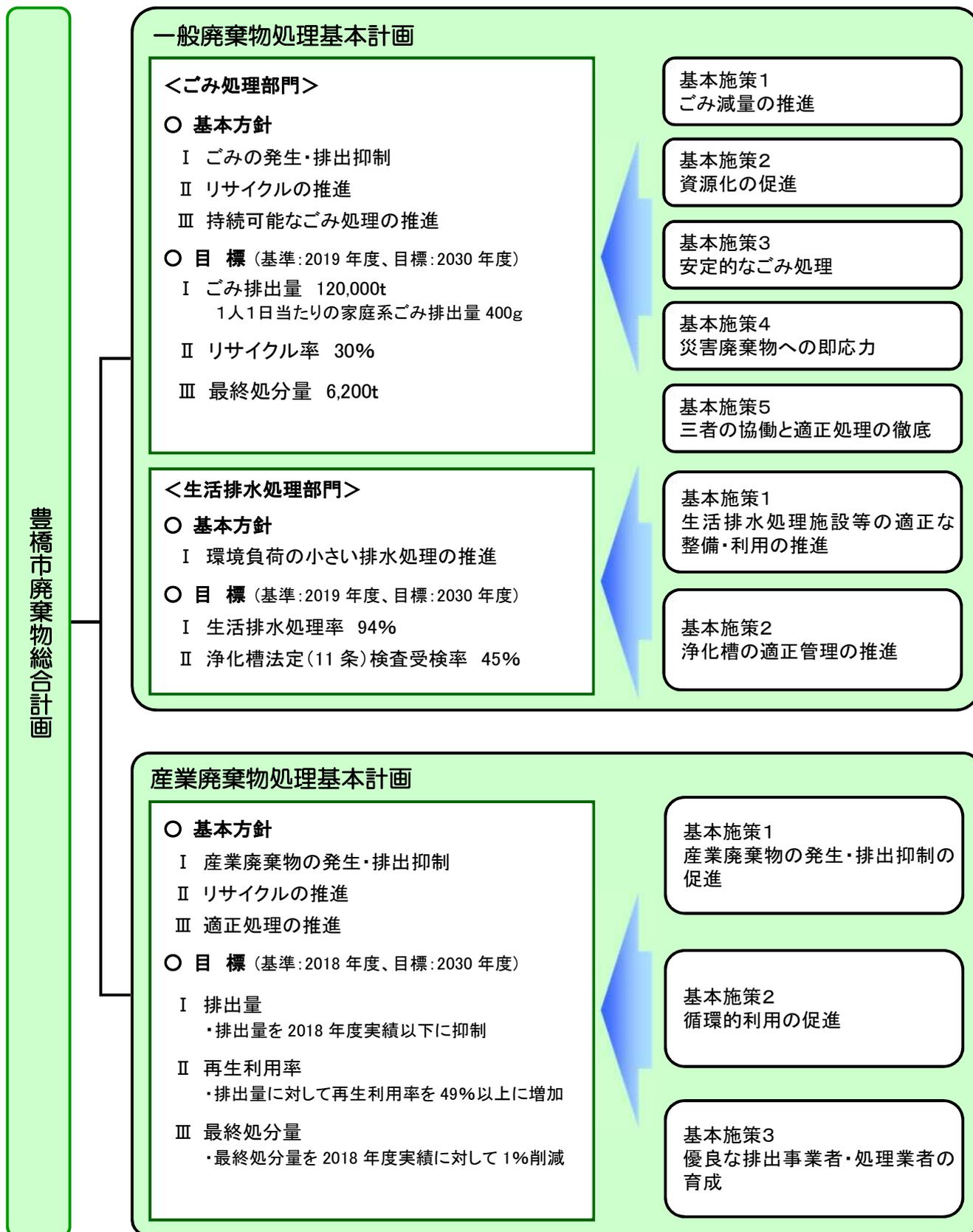
第2次豊橋市廃棄物総合計画の期間

第2次豊橋市廃棄物総合計画の期間は、2021年度から2030年度までの10年間とし、概ね5年を目処に計画全体を評価し、計画の進捗状況や社会状況の変化に応じて見直します。

第2次豊橋市廃棄物総合計画の体系

第2次豊橋市廃棄物総合計画は、一般廃棄物処理基本計画と産業廃棄物処理基本計画から構成されており、その体系を次に示します。

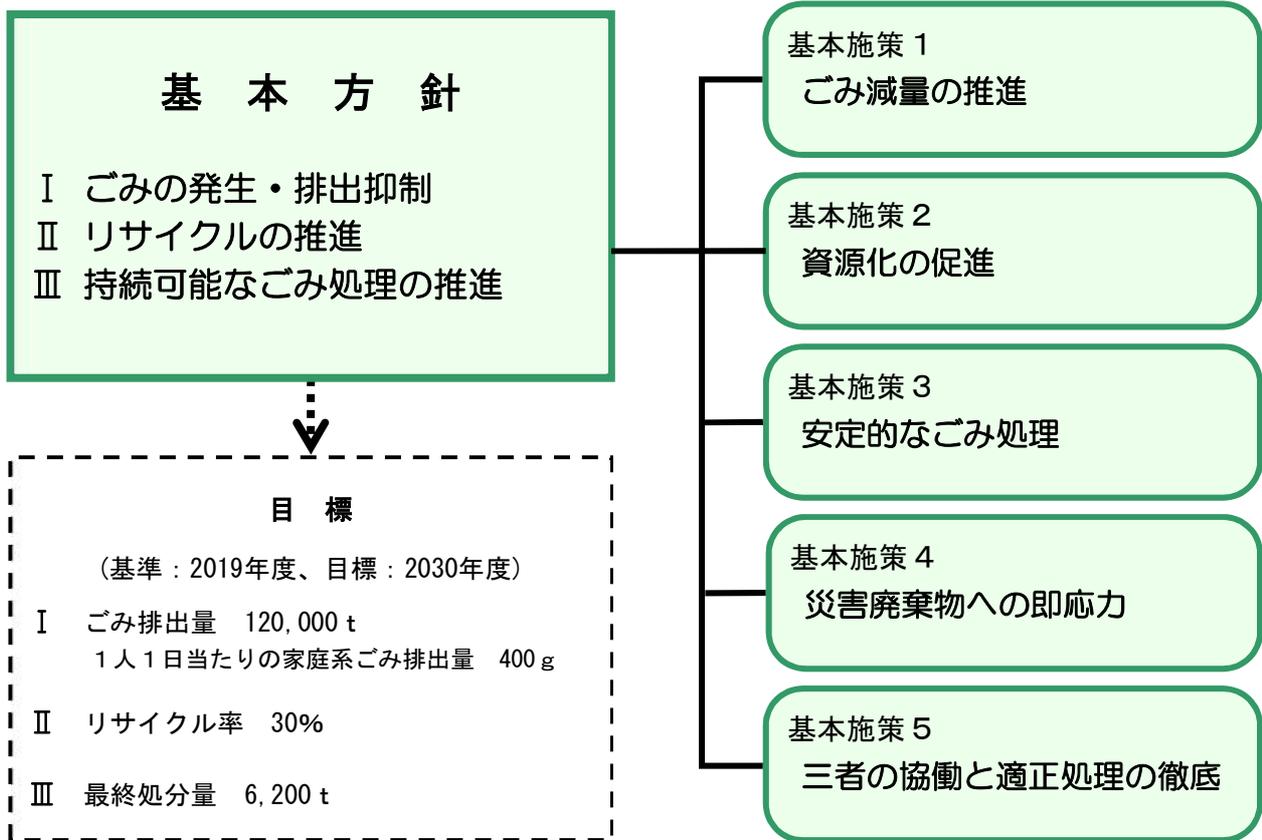
第2次豊橋市廃棄物総合計画の体系



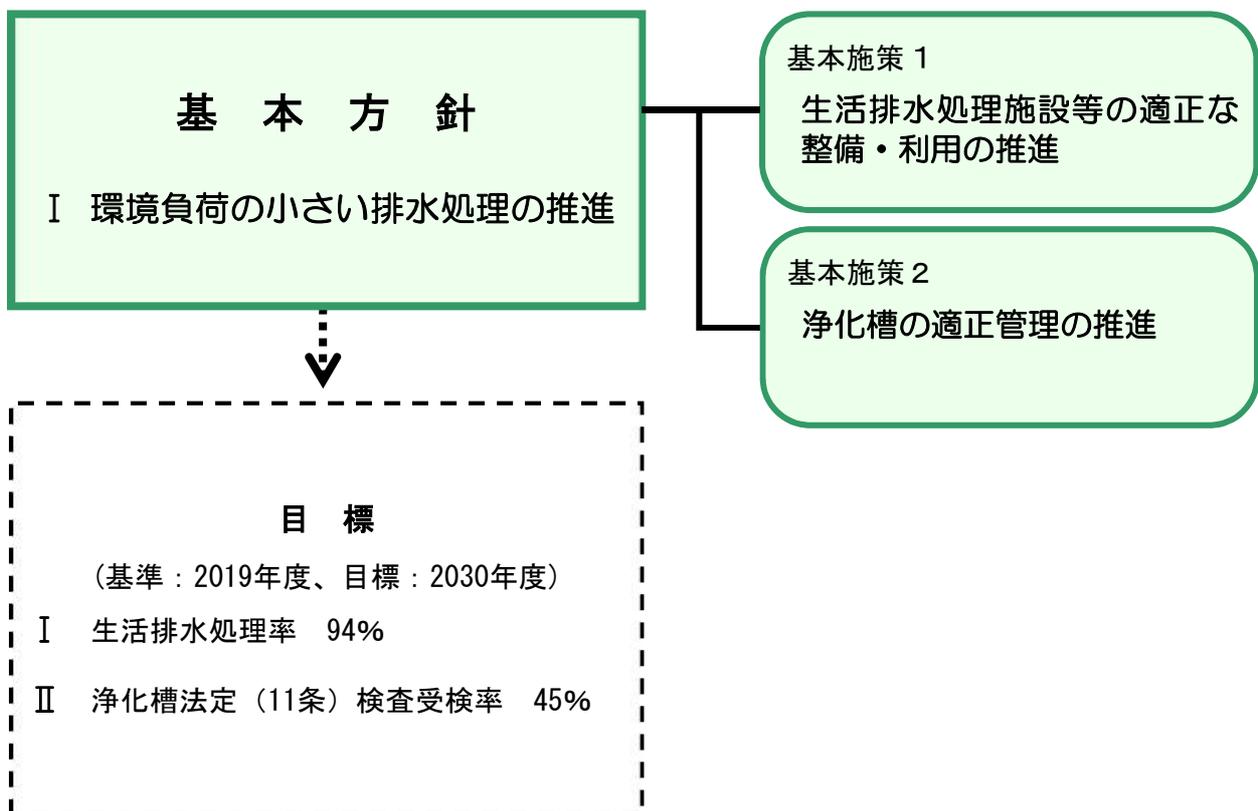
一般廃棄物処理基本計画の 進捗状況

一般廃棄物処理基本計画の基本方針と基本方針に基づく基本施策

〈ごみ処理部門〉



〈生活排水処理部門〉



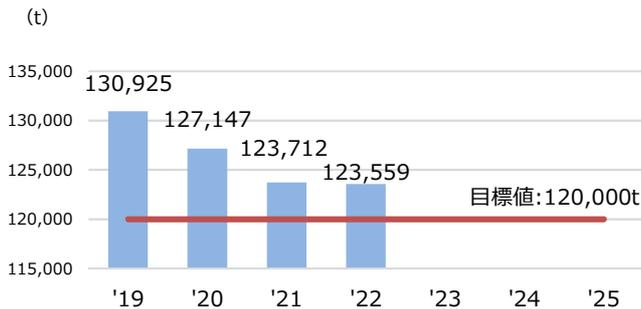
一般廃棄物処理基本計画

目標

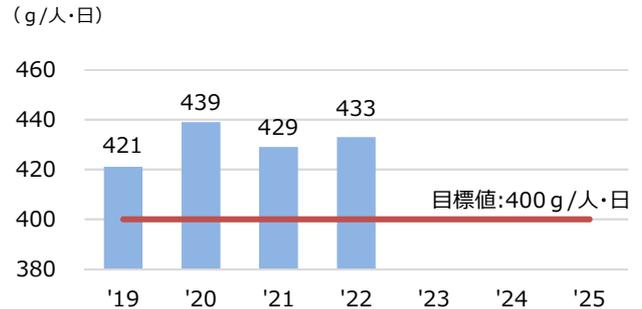
目標	基準値 (基準年度)	参考値 (2020年度)	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	目標値 (2030年度)
ごみ排出量	130,925t (2019年度)	127,147t	123,712t	123,559t (速報値)				120,000t
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	421g/人・日 (2019年度)	439g/人・日	429g/人・日	433g/人・日 (速報値)				400g/人・日
リサイクル率	27.2% (2019年度)	25.8%	23.5%	23.4% (速報値)				30.0%
最終処分量	11,228t [※] (2019年度)	10,376t [※]	12,306t [※]	12,343t [※] (速報値)				6,200t
生活排水処理率	88.9% (2019年度)	89.2%	89.6%	90.9%				94.0%
浄化槽法定(11条) 検査受検率	32.0% (2019年度)	33.0%	34.3%	35.1%				45.0%

※ 焼却施設の故障により仮埋立てをしてあったもやすごみを掘り起こし、それを焼却して埋め立てた分を含んでいる。

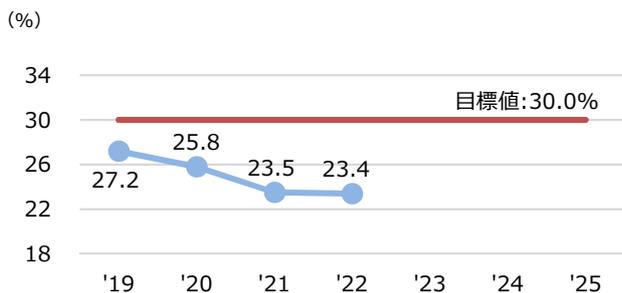
■ごみ排出量



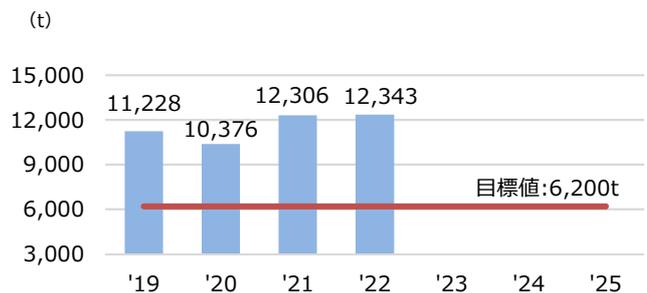
■1人1日当たりの家庭系ごみ排出量



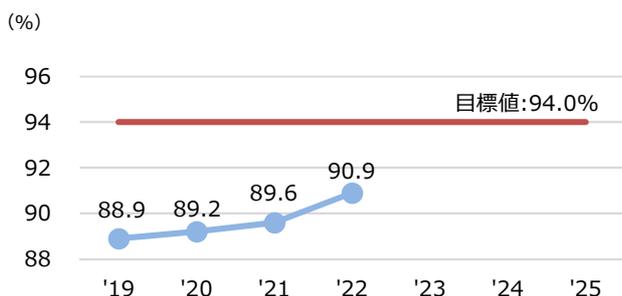
■リサイクル率



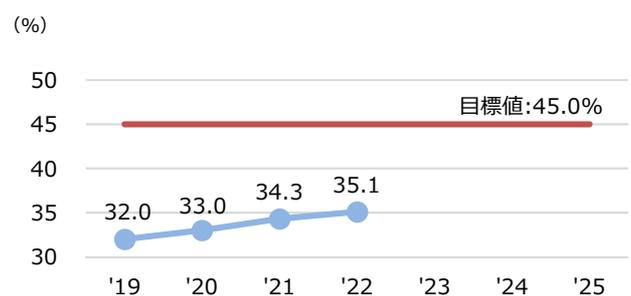
■最終処分量



■生活排水処理率



■浄化槽法定(11条)検査受検率



基本方針と基本方針に基づく基本施策の取組状況

1 ごみの発生・排出抑制

- ▶ 食品ロス削減のため、「てまえどり」を呼び掛けるポップや、家庭から発生する食品ロスを減らすための取り組みを掲載したマグネットを市内の小売店等に無料で配布するなど、主に事業者を通じて市民への周知・啓発を実施した。
- ▶ プラスチックごみによる海洋汚染などの海洋プラスチックごみ問題について出前講座で紹介するとともに、市内でマイボトルへの給水や飲料の販売に対応している施設や店舗の情報を更新した。

2 リサイクルの推進

- ▶ 雑がみ分別への理解を深め、分別意識の向上を図るため、市内ホームセンター2店舗や市役所などで雑がみ分別お試し袋の無料配布を行った。
- ▶ 資源回収の積極的な実施を促し、ごみ減量及びリサイクル率向上を図るため、地域資源回収に取り組む団体へ奨励金を交付した。

3 持続可能なごみ処理の推進

- ▶ ごみ処理の広域化に向けて、豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業の契約を締結し、建設工事に着手した。

4 環境負荷の小さい排水処理の推進

- ▶ 市内の浄化槽の維持管理を行う全業者から浄化槽管理者に関する情報の収集を行うとともに、浄化槽管理者に対する郵送調査を実施し、浄化槽台帳の基礎となるデータの再整備を行った。

目標や社会環境等に関する分析評価と今後の展開

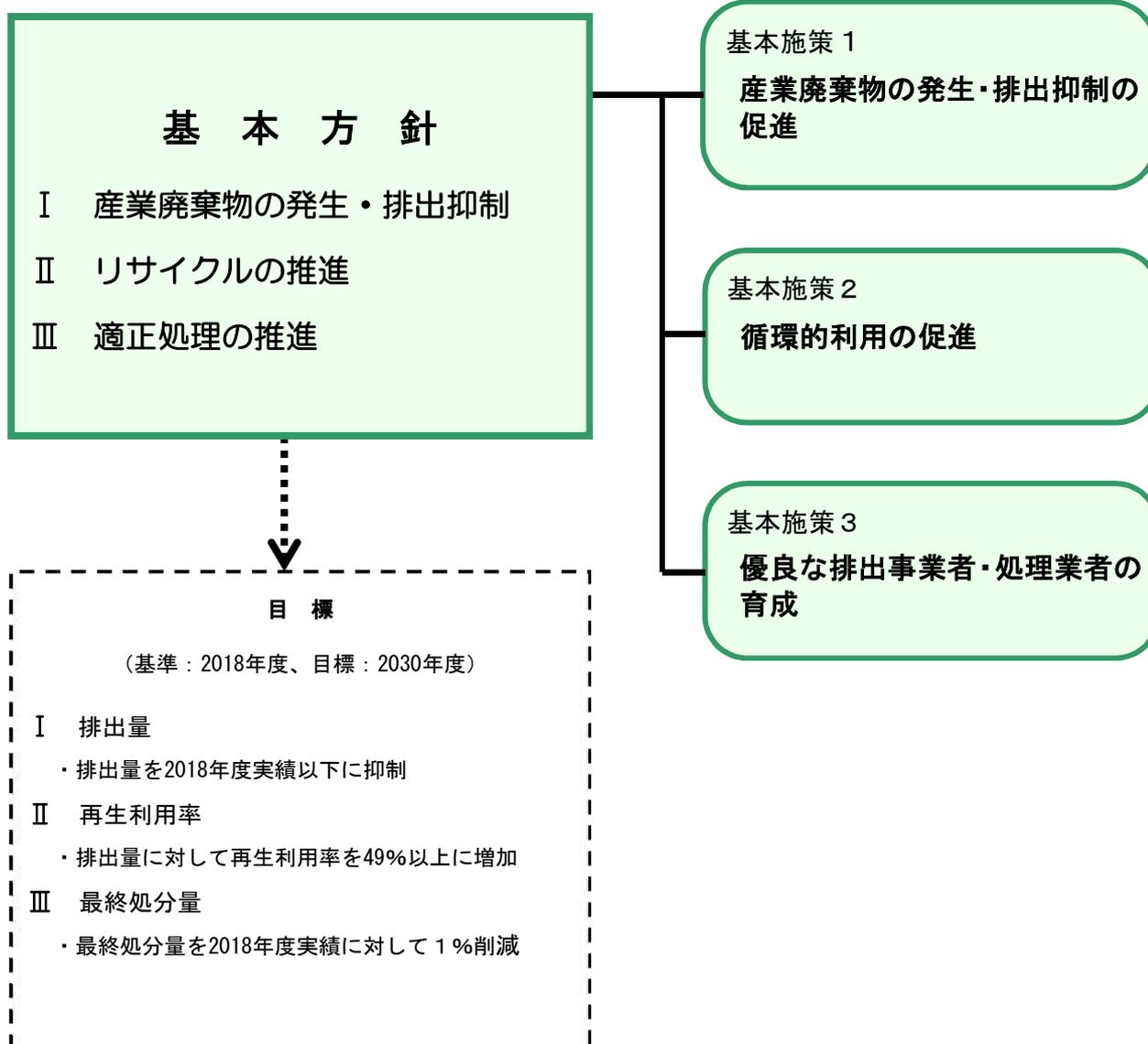
目標や社会環境等に関する分析評価

- ▶ ごみ排出量は123,559tであり、2019年度の130,925tと比較して、7,366t改善した。コロナ禍により事業活動が低下したことに伴い事業系ごみ排出量が減少したことが主な要因である。また、2021年度の123,712tと比較して、153t改善した。これは事業系ごみが微増したものの、生ごみの排出量が減少したことが要因と考えられる。
- ▶ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は433g/人・日であり、2019年度の421g/人・日と比較して、12g悪化した。また、2021年度の429g/人・日と比較して、4g悪化した。生ごみが減少した一方で、古紙等の資源がもやすごみに混入し、もやすごみが増加していることに加え、令和5年4月より資源化センターへの家庭ごみの直接搬入が予約制に移行するため、かけこみ需要として持ち込みごみが増加したことが主な要因と考えられる。
- ▶ リサイクル率は23.4%であり、2019年度の27.2%と比較して、3.8ポイント悪化した。総ごみ量は減少（△5.6%）しつつも、地域資源回収の実績減等により総資源化量が減少（△18.9%）したことが大きな要因である。また、2021年度の23.5%と比較して、0.1ポイント悪化した。資源ごみである生ごみの収集量の減少等により、総ごみ量が減少（△0.12%）したが、総資源化量も減少（△0.33%）したためリサイクル率はほぼ横ばいとなった。
- ▶ 最終処分量は12,343tであり、2019年度の11,228tと比較して、1,115t悪化した。また、2021年度の12,306tと比較して、37t悪化した。焼却施設残渣が増加したことが主な要因である。
- ▶ 生活排水処理率は90.9%であり、2019年度の88.9%と比較して2ポイント改善した。また、2021年度の89.6%と比較して、1.3ポイント改善した。合併処理浄化槽設置費等に対する補助制度などにより単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んだことが要因と考えられる。
- ▶ 浄化槽法定（11条）検査受検率は35.1%であり、2019年度の32.0%と比較して3.1ポイント改善した。また、2021年度の34.3%と比較して、0.8ポイント改善した。浄化槽管理者に対して調査を実施し、併せて法定検査の実施について啓発したことが要因と考えられる。

今後の展開

- ▶ 安全で安定したごみ処理を推進するため、豊橋田原ごみ処理施設の整備及び運営事業を実施していく。
- ▶ 飲食店及び小売店等事業者や農業部門、健康部門と連携し、できるだけ食品ロスを出さないライフスタイルの普及・定着に向けた周知・啓発を実施していく。
- ▶ 出前講座などによるごみ減量・リサイクル促進のための啓発を進め、もやすごみに混入している古紙や生ごみの分別を促進していく。

産業廃棄物処理基本計画の 進捗状況



産業廃棄物処理基本計画

基本方針と基本方針に基づく基本施策の取組状況

1 産業廃棄物の発生・排出抑制

- ▶ 廃棄物処理法で定める建設業者や食料品製造業者などの多量排出事業者に対する立入検査を年間 34 件実施し、適正処理に関する指導・助言を行った。
- ▶ 事業系ごみ対策として、「事業系ごみ適正処理セミナー」を 2 回開催した。

2 リサイクルの推進

- ▶ 「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」などの各種リサイクル法の運用を徹底させるため、関係機関と合同でパトロール等を実施し、排出事業者などに対し、各種リサイクル法を遵守した適正処理を促した。

3 適正処理の推進

- ▶ 不法投棄などへの取組では、本市が運用する「不適正事案管理機能システム」により、過去の記録を活用し不適正事案に迅速かつ効率的に対応できる体制の強化を図り、不適切行為者に対しては、文書指導などの厳正な対応を行った。
- ▶ 紛争予防条例に基づき、事業計画書が提出された 4 件について手続きを進めるとともに進捗状況を公開した。
- ▶ 本市が排出する産業廃棄物について、電子マニフェストが利用できる体制を整え、制度の周知や利用促進を図り、年間 1,502 件の利用があった。
- ▶ P C B 含有機器等の処分について、所有する疑いのある事業所等への処理期限内の適正処理について指導を行った。

目標

目標	基準値 (基準年度)	2023 年度	2028 年度	目標値 (2030 年度)
排出量 (排出量を 2018 年度実績以下に抑制)	1,332.7 千 t (2018 年度)			1,332.7 千 t
再生利用率 (排出量に対して再生利用率を 49%以上に増加)	46.6% (2018 年度)			49.0%
最終処分量 (最終処分量を 2018 年度実績に対して 1%削減)	30.3 千 t (2018 年度)			30.0 千 t

※ 目標値の進捗管理については 5 年毎に実施。

目標や社会環境等に関する分析評価と今後の展開

目標や社会環境等に関する分析評価

- ▶ 産業廃棄物の排出量については、本市が直接的に削減を行う事は困難であるが、定期的に本計画の進捗状況を把握し、継続的に改善に努めている。
- ▶ 市内の廃棄物処理業者への聞き取りでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの産業廃棄物の発生状況に変化が生じており、全体的に受入量は減少傾向と確認している。
- ▶ 産業廃棄物の適正処理に有効である電子マニフェストシステムについて、令和 2 年度からの使用義務対象者の拡大に伴い、普及率は増加傾向にある。

今後の展開

- ▶ 国の動向を注視し、産業廃棄物が可能な限り循環的な利用が行われるよう、最新の処理技術などの情報収集に努め、排出事業者に対し周知していく。
- ▶ 本市が率先し、他の排出事業者の模範となるよう産業廃棄物を適正に処理する。また、電子マニフェストの利用促進に取り組む。